

# 接骨院・整骨院で健康保険が 使える場合 使えない場合

接骨院・整骨院≠病院  
柔道整復師≠医師

接骨院や整骨院で施術(治療とはいいません)を行う人を柔道整復師といい、医師ではありません。  
そのため、接骨院や整骨院では、レントゲン検査や薬の投与、注射、外科手術など、  
医師の資格を要する治療を行うことはできません。

健康保険が使える「施術」には  
制限があります

接骨院や整骨院が「各種保険取扱」と看板を掲げていても、すべての施術が健康保険の対象になるわけではありません。健康保険が使えるのは以下の場合に限られます。

## 接骨院・整骨院で 健康保険が**使える**場合

負傷した  
ときだけ!

- 打撲、ねんざ、挫傷(肉離れなど)、骨折、脱臼のみ  
※骨折、脱臼は、応急処置を除き医師の同意が必要。



## 接骨院・整骨院で 健康保険が**使えない**場合

注意!! 全額  
自己負担も

- × 日常生活からくる疲労や肩こり、筋肉疲労など
- × 椎間板ヘルニア、神経痛、リウマチ、脳疾患後遺症、五十肩、関節炎など
- × スポーツによる筋肉疲労
- × 症状に改善がみられない漫然とした長期の施術
- × 保険医療機関で治療中の負傷
- × 医師が治療すべき内科的原因の疾病
- × 労災保険の適用となる仕事や通勤中の負傷



肩こりや筋肉疲労、原因不明なものは健康保険が適用されません!

## 健保組合から施術を受けられた方へ お尋ねすることがあります

私たちが納めた  
大切な保険料だから、  
しっかり確認して  
正しく使いたいですね!



接骨院や整骨院で健康保険を使って施術を受けられた場合、健保組合に届く請求のなかには、健康保険対象外のものや架空請求、水増し請求、署名が本人の自筆と違うなど、不適正なものが一部見られます。このことから、健保組合では接骨院や整骨院で施術を受けられた方に対し、請求が適正なものかを確認させていただくことがあります。みなさまに納めていただいた大切な保険料を正しく使用するために、ご理解いただきますようお願いいたします。